

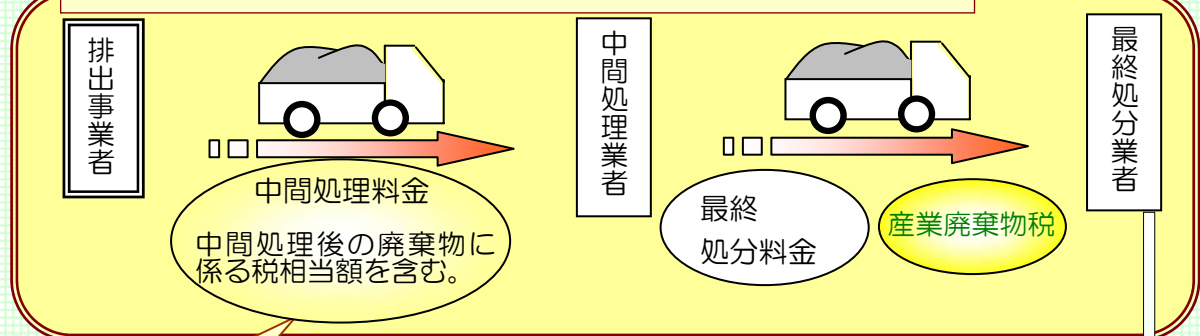
# 京都府では

## 平成17年4月1日から 産業廃棄物税 を導入

産業廃棄物税は、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルを促進し、最終処分量の削減を目的として導入するもので、京都府内（京都市内を含む）の最終処分場に搬入される産業廃棄物に対して課税されます。

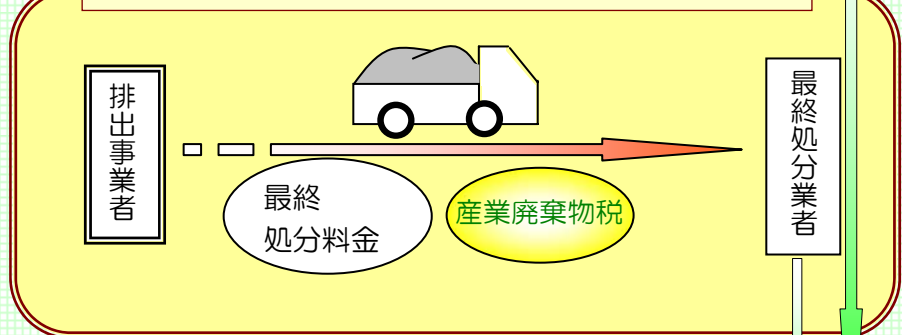
税率は1トンあたり1,000円です。

### 排出事業所から中間処理を経て最終処分される場合

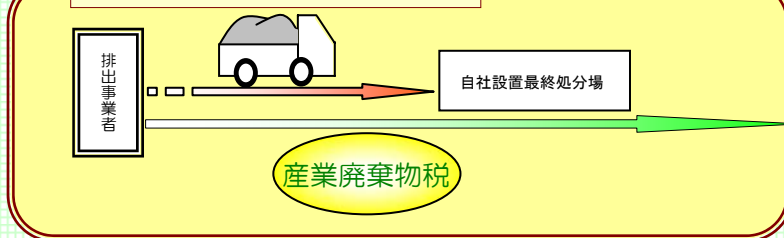


産業廃棄物税は、排出事業者の負担となっています。中間処理を委託する場合でも、税相当額を負担していただきます。

### 排出事業所から直接最終処分される場合



### 自社の最終処分場に搬入される場合



京都府

納めていただいた税金は次の事業の財源とします

- ・ 産業廃棄物の減量化の推進（減量化・リサイクル技術開発等の支援）
- ・ 適正処理施設の整備推進（リサイクル施設の整備支援）
- ・ 産業廃棄物処理情報の共有化等推進（リサイクル、適正処理の推進のために、産業廃棄物処理に関する情報を提供）

## 産業廃棄物とは何ですか？

事業活動に伴って生じた廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、がれき類などがあります。

なお、一般家庭等から生じる一般廃棄物には、産業廃棄物税は課税されません。

## 府外の排出事業者も課税されるのですか？

府内（京都市内を含む）の産業廃棄物最終処分場に産業廃棄物を搬入する場合は、排出事業者が府内、府外かを問わずすべて課税されます。

## 納める税額はいくらになりますか？

最終処分場に搬入する産業廃棄物1トンにつき、1,000円（1kgあたり1円）です。

例えば、重量が1.23tの場合、税額は次のようになります。

$1.23\text{ t} \times 1,000\text{ 円} = 1,230\text{ 円}$   
（1円未満の端数がある場合は切捨て）

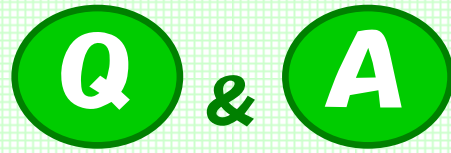
## 府内の最終処分場に直接搬入する場合の税の納め方は？

この場合は、排出事業者が納税義務者となります。処分料金を支払う際に、その重量に応じた税を最終処分業者に納めていただくこととなります。

## 中間処理施設に産業廃棄物を搬入したときの税の納め方は？

この場合は直接の課税対象となりませんが、中間処理後の産業廃棄物を府内の最終処分場に搬入したときは、中間処理業者が納税義務者となります。したがって、中間処理業者は最終処分の料金を支払う際に、その重量に応じた税を最終処分業者に納めていただくこととなります。

この中間処理業者が負担した税は、中間処理料金に転嫁（上乘せ）する形で排出事業者に請求されることとなり、間接的に負担していただくこととなります。



## 中間処理を委託する場合の税相当額はいくらになるのですか？

中間処理により減量化された後の最終処分重量に応じて課税されます。中間処理の方法により減量化率（処理委託重量に対する処理後の最終処分重量の割合）は異なりますので、委託先に御確認ください。なお、目安として京都府内の中間処理業者の実績報告より作成した各処理方法別の平均的な減量化率を、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/intro/21cent/kankyo/junkan/top.htm>）に掲載していますので参考にしてください。

## 産業廃棄物をリサイクルする場合はどうなるのですか？

産業廃棄物税は産業廃棄物を最終処分場に搬入した時点で、その搬入量に応じて課税されますので、リサイクルされる産業廃棄物には課税されません。

## 産業廃棄物税を導入することで不法投棄が増えませんか？

京都府では産業廃棄物税導入に先立ち、平成15年4月から「京都府産業廃棄物の不適正処理を防止する条例」を施行して、不適正処理への対策を強化しています。今後も引き続き不法投棄対策に取り組んでいきます。

## お問い合わせ先

総務部税務課： 075-414-4433

企画環境部産業廃棄物政策室：  
075-414-4714

京都府ホームページ：

<http://www.pref.kyoto.jp>